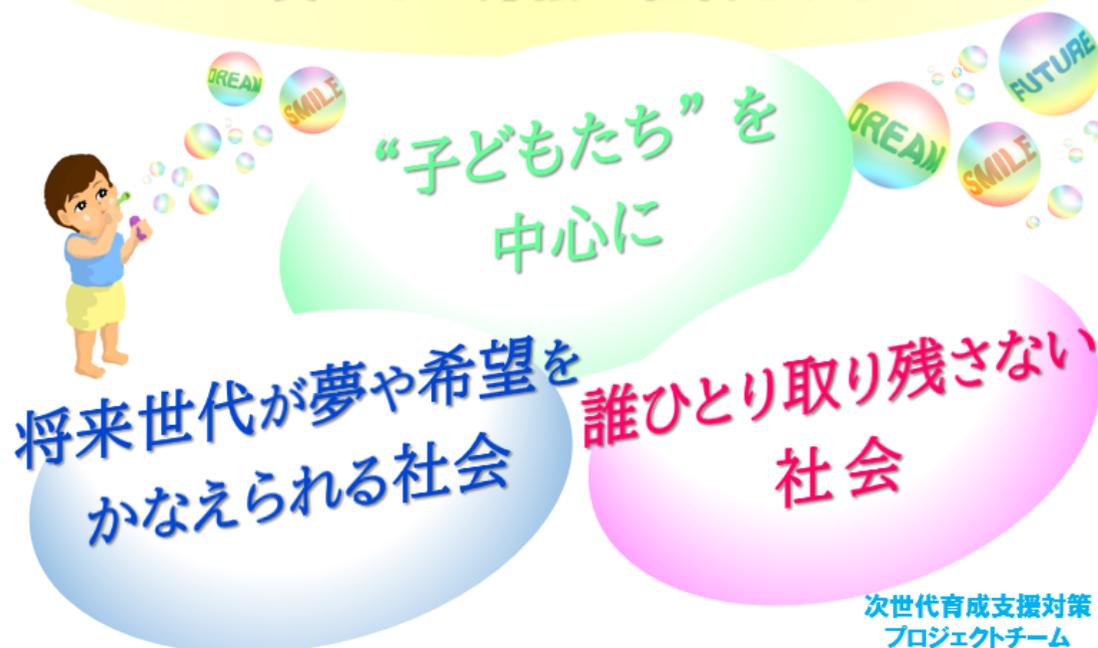


新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた将来世代への支援に係る緊急提言

「将来世代が希望をかなえられる社会」

「誰ひとり取り残さない社会」を目指した提言

コロナに負けない力強い世代とするために



全国知事会

次世代育成支援対策プロジェクトチーム

令和2年6月

次世代育成支援対策PTは、

- ・ 子どもたちは将来の持続可能な社会の大切な担い手である という視点のもと、
- ・ 世代間の衡平性を確保し、将来世代にツケを残さない よう、
- ・ “子どもたち”を一番に 考えた支援を提言します。

～危機を転機に・・・
コロナに負けない力強い世代とするために～

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた将来世代への支援に係る緊急提言】 (全39項目)

- 妊娠・出産等への支援
- 保護者の感染等により在宅での生活が困難になった子どもへの支援
- 児童虐待やDVの相談体制及び周知の強化
- 保育所及び放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所等への支援
- 学校等の臨時休業期間中等の学ぶ機会の確保、学校等の臨時休業期間終了後の対応
- 生活に困難さを抱える家庭への支援
- 子ども・若者の活躍の場の創出
- 終息後の新しい社会体制の構築

～次世代育成支援の抜本強化に向けて～

【将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言】

(全47項目 内、新規13項目、拡充6項目)

- 子育て政策に対する基盤の強化
- 子どもが生まれる前から生まれた後も切れ目なくケアを行うための環境整備
- 幼児教育・保育等の充実
- 子育てに対する不安を軽減させるための支援
- 若者が未来に向けて展望を描ける社会の構築

～困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化に向けて～

【誰ひとり取り残さない社会を目指した提言】

(全36項目 内、新規9項目、拡充6項目)

- 子どもの貧困対策の強化
- 児童虐待防止対策の推進等
- 困難な環境にある若者への支援強化
- ・ 「都道府県社会的養育推進計画」に基づく家庭養育優先原則の実現
- ・ 子どもの最善の利益が保障される社会の構築

重点項目：下線

子どもを安心、安全に生むことができるために

1 妊娠・出産等への支援

- (1) 情報提供及び相談体制の拡充等への支援
- (2) 院内感染防止等の取組への支援
- (3) 休業補償に対する財政的支援の拡充
- (4) PCR検査等に対する財政的支援

保護者の感染により残された子どもを守るために

2 保護者の感染等により在宅での生活が困難になった子どもへの支援

- (1) 子どもの生活場所確保のための支援
- (2) 児童相談所等の業務継続への支援

子どもの心と体を守るために

3 児童虐待やDVの相談体制及び周知の強化

- (1) 相談体制の拡充
- (2) 相談体制の周知

子どもの育ちを支える環境を整えるために

4 保育所及び放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所等への支援

- (1) 保育士及び放課後児童支援員等の処遇改善 **(内)(厚)**
- (2) 処遇加算における研修要件の柔軟化
- (3) 保育士試験の受験者への配慮
- (4) 認可外保育施設への支援
- (5) 放課後等デイサービス事業所への支援

子どもの不安に寄り添うために

5 不安を抱えた子どもへの対応

- (1) スクールカウンセラー等の専門職員の配置への支援
- (2) 子どもが安心して過ごせる居場所づくり

子どもが社会で安心、安全に暮らせるために

6 学校等の臨時休業期間中の防犯

- (1) 防犯対策の実施
- (2) 防犯に関する周知啓発

子どもの学びを保障するために

7 学校等の臨時休業期間中等の学ぶ機会の確保

- (1) ICTを活用した学習支援 **(文)**
- (2) ICTを活用した学習における学習評価
- (3) 外国人の児童生徒の学びの保障
- (4) 学習の機会の確保
- (5) 留学の機会等への支援

学校生活を安全で充実したものにするために

8 学校等の臨時休業期間終了後の対応

- (1) 科学的知見に基づいた考え方の提示 **(文)**
- (2) 各教科のカリキュラム等の見直し
- (3) 効果的な教育を行うための支援
- (4) 教育実習の履修や教員免許更新講習の弾力的な運用
- (5) 秋季入学導入の議論の実施

より困難な状況にある家庭を支えるために

9 生活に困難を抱える家庭への支援

- (1) ひとり親家庭への支援

学生の学びを守るために

10 修学継続のための学生等への支援

- (1) 家計の急変等への支援の拡充

学生が安心して次のステージへ進めるために

11 学生等が安心して就職活動に取り組むことができる環境の整備

- (1) 採用の維持に向けた経済界への更なる要請
- (2) 学生等の現状に配慮した採用活動
- (3) 技能検定の着実な実施

子どもの生活を支える人々を守るために

12 医療従事者等や感染者、その家族等の人権を守る取組

- (1) 正しい情報発信及び人権教育、啓発の強化 **(法)**

子どもの活躍の場を創出するために

13 子ども・若者の活躍の場の創出

- (1) 活躍の場の創出 **(文)**

子どもや若者たちが夢を描ける社会にするために

14 終息後の新しい社会体制の構築

- (1) 課題等の把握と見直し **(内)(文)**
- (2) 新しい社会対応の構築
- (3) 病原体検査等の仕組みの構築
- (4) 衛生用品等備蓄の取組
- (5) 将来世代が希望を持てる社会の構築 **(内)(文)**

【将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言】（重点、新規、拡充事項）

重点項目：下線

1 子育て政策に対する基盤の強化

- 子どもに関する制度・施策について、新たな組織の創設も含めた所管の一元化 **【新規】**
- 「少子化対策地域評価ツール」の効果的な活用事例の提供、事業への支援 **【新規】**

2 子どもが生まれる前から生まれた後も切れ目なくケアを行うための環境整備

- 小児・AYA世代のがん患者に対する妊孕温存治療に係る助成制度の創設 **〈拡充〉**
- 都道府県が実施する産後ケア事業や産前・産後サポート事業への支援 **〈拡充〉**
- 男性の育児参画を促すため、妊娠期の家庭が夫婦や家族共同で育児を学ぶ講座等の開設支援の創設 **【新規】**

3 幼児教育・保育等の充実

- 認可外保育施設が指導監督基準を満たすことが可能となる支援の創設 **【新規】**
- 「森のようちえん」などの多様な集団活動等に対する定義や基準、支援制度の創設 **【新規】**
- 保育士登録制度の登録情報の更新や全国的な届出制度の導入 **〈拡充〉〈厚〉**
- 子ども・子育て支援新制度の見直しにおける地方意見の検証と施策への反映 **【新規】**（内）
- 放課後児童クラブの待機児童解消に資する施設整備のための支援 **【新規】**
- 放課後児童クラブの安定的な運営と職員の処遇改善に向けた支援 **【新規】**
- 障害やアレルギーなど特別な配慮が必要な子どもへの適切な支援 **【新規】**

4 子育てに対する不安を軽減させるための支援

- 「（仮称）家族手当の創設」 **〈拡充〉**（内）（財）
- 多胎など産前産後期に配慮を必要とする家庭への支援の拡充 **〈拡充〉**
- 出産や子育てによる休職・退職後の復職（同じポストなど）、再就職の仕組の構築等 **〈拡充〉**
- 児童ポルノ等の自撮り被害から守るための法整備 **【新規】**（法）

5 若者が未来に向けて展望を描ける社会の構築

- 子どもの頃からの、妊娠・出産の知識普及、ライフプランニング教育等の支援充実（文）
- ライフステージごとの経費や社会保障制度を可視化し結婚・子育てをイメージ化する取組の実施 **【新規】**
- 仕事と子育てを両立したライフスタイルについてのイメージ戦略等の実施 **【新規】**
- 奨学金返済の負担により、結婚を躊躇することのないよう、支援の充実 **【新規】**
- 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるため、財政支援の充実（内）

【誰ひとり取り残さない社会を目指した提言】（重点、新規、拡充事項）

1 子どもの貧困対策の強化

- 子どもの貧困対策における市町村の役割の明確化、十分な財政支援（内）
- SCやSSWの配置拡充・待遇改善の財源および人材を確保し、相談体制を更に強化 **〈拡充〉**（文）
- 生活困窮世帯の子どもたちへの学習・生活支援について、補助上限の撤廃等財政支援の強化 **〈拡充〉**
- 「こども食堂」等を多世代交流の場とする更なる展開や継続的な運営への支援 **〈拡充〉**
- 高校・大学・専門学校等に関する教育負担軽減施策の更なる充実・強化および私立小中学校に関する教育負担軽減実証事業の制度化 **〈拡充〉**
- 養育費の完全確保に向けた仕組の構築、養育費立て替え制度の創設 **〈拡充〉**（法）
- 母子家庭の正規雇用促進に向け法定雇用率の創設や企業への支援拡充 **【新規】**

2 児童虐待防止対策の推進等

- 乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及や家庭の教育力向上の支援（文）
- SNSを活用した国による相談窓口（189のSNS版）の設置 **【新規】**（厚）
- 児童福祉司等を養成する大学等の学部や学科の創設支援等人材養成の充実 **【新規】**（文）
- 専門の研修機関の設置など国主導による人材育成システムの構築 **【新規】**（厚）
- 要保護児童等に関する情報共有システムの全国一斉整備の推進、および警察やDV対応等機関との連携強化の推進 **〈拡充〉**
- 特定妊婦に対し、妊娠中から母子生活支援施設への通常入所できるよう制度の改正、および市町村や医療機関、母子生活支援施設などの連携体制の構築 **【新規】**

3 困難な環境にある若者への支援強化

- 多様な里親類型の創設や里親の名称変更の検討 **【新規】**
- 児童養護施設退所者等の自立に向け、地域の実情に応じた財政支援の拡充 **【新規】**（厚）
- 体罰等によらない子育てが推進される指針の周知徹底、および懲戒権の在り方検討 **【新規】**（法）
- 予期せぬ妊娠など支援が必要な妊婦の心情に寄り添うとともに、授かった命を尊重し、子どもを社会全体で守り育てるための新たな制度や様々な仕組の検討 **【新規】**（法）

【 提言 重点事項 】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
将来世代への支援に係る緊急提言

内閣府	<p>子どもの育ちを支える環境を整えるために</p> <p>4 保育所及び放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所等への支援 [提言:4(1)]</p> <p>子どもや若者たちが夢を描ける社会にするために</p> <p>14 終息後の新しい社会体制の構築 [提言:14(1)、(5)]</p>
法務省	<p>子どもの生活を支える人々を守るために</p> <p>12 医療従事者等や感染者、その家族等の人権を守る取組 [提言:12(1)]</p>
財務省	<p>緊急対策の財源を確実に確保するとともに、国債を財源とする事業については第一義に“子ども”を主眼に未来への投資として講じられたい。</p>
文部科学省	<p>子どもの学びを保障するために</p> <p>7 学校等の臨時休業期間中等の学ぶ機会の確保 [提言:7(1)]</p> <p>学校生活を安全で充実したものにするために</p> <p>8 学校等の臨時休業期間終了後の対応 [提言:8(1)]</p> <p>子どもの活躍の場を創出するために</p> <p>13 子ども・若者の活躍の場の創出 [提言:13(1)]</p> <p>子どもや若者たちが夢を描ける社会にするために</p> <p>14 終息後の新しい社会体制の構築 [提言:14(1)、(5)]</p>
厚生労働省	<p>子どもの育ちを支える環境を整えるために</p> <p>4 保育所及び放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所等への支援 [提言:4(1)]</p>

将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言

誰ひとり取り残さない社会を目指した提言

内閣府	<p>【 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 】</p> <p>1 子ども・子育て支援新制度の見直しに係る対応 [提言:3(2)エ]</p> <p>2 子育てに対する不安軽減(家族手当などの経済支援) [提言:4(1)ア]</p> <p>3 地域少子化対策重点推進交付金制度の見直し [提言:5(3)ア]</p>
	<p>【 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言 】</p> <p>4 子どもの貧困対策の強化(地方の取組支援) [提言:1(1)ウ]</p>
法務省	<p>【 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 】</p> <p>1 子育てしやすい環境づくり(児童ポルノ対策) [提言:4(3)オ]</p>
	<p>【 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言 】</p> <p>2 養育費確保の新たな仕組づくり [提言:1(5)イ]</p> <p>3 子どもの最善の利益が保障される社会の構築 [提言:3(2)ア、イ] (体罰等によらない子育て、懲戒権の在り方、子どもを社会全体で守り育てる制度・仕組)</p>
財務省	<p>【 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 】</p> <p>1 子育てに対する不安軽減(家族手当などの経済支援) [提言:4(1)ア]</p>
文部科学省	<p>【 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 】</p> <p>1 未来の展望が描ける支援策の強化 [提言:5(1)ア]</p>
	<p>【 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言 】</p> <p>2 子どもの貧困対策の強化 [提言:1(2)イ] (学校等をプラットフォームとした支援策の充実・強化)</p> <p>3 児童虐待防止のための支援策の充実 [提言:2(1)イ] (1)未然防止のための支援策の充実 [提言:2(2)イ] (2)児童福祉人材養成の充実</p>
厚生労働省	<p>【 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 】</p> <p>1 保育の質の向上 [提言:3(2)ウ]</p>
	<p>【 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言 】</p> <p>2 児童虐待防止のための支援策の充実 [提言:2(1)ウ] (1)未然防止のための支援策の充実 [提言:2(2)ウ] (2)児童相談所の機能強化</p> <p>4 困難な環境にある若者への支援強化 [提言:3(1)オ] (自立支援)</p>

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた将来世代への支援に係る緊急提言 ～危機を転機に・・・コロナに負けない力強い世代とするために～

重点事項 内閣府

【 子どもの育ちを支える環境を整えるために 】

4 保育所及び放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所等への支援 [提言:4(1)]

保育士及び放課後児童支援員等の処遇改善

医療従事者など社会的な機能を維持するために就業を継続する必要がある者を支え、日々感染の不安を抱えながらも勤務を継続している保育士や放課後児童支援員等の努力に応えるため、更なる処遇改善等の取組を進めること。

現状と課題

- 保育士および放課後児童支援員等は、医療、障害福祉施設の従事者と同様に感染予防の取組を行いつつ業務を行っていただいている。
- 特に、子どもとの直接的な接触を避けられない職場（3密状態が継続し、いつ感染してもおかしくない。精神的負担も大きい）での感染予防と、自身の感染リスクを抱えながら、社会機能を維持するために働き続けていただいている。
- 新聞報道によると、保育所において4月に3件のクラスター感染が確認されている。（高松市(4/13)、仙台市(4/15)、名古屋市(4/15)）
- 医療従事者と介護・障害福祉従事者への慰労金の制度を2次補正において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として措置されているが、保育士および放課後児童支援員等に対しては、地方創生臨時交付金を活用しての支給が可能であるものの、支給の実施や金額は地方自治体の裁量に委ねられている。

今後に向けて

- 子どもとの直接的な接触を避けられない職場（3密状態が継続し、いつ感染してもおかしくない。精神的負担も大きい）での感染予防と、自身の感染リスクを抱えながら、社会機能を維持するために働き続けていただいている保育士、放課後児童支援員等への慰労金の給付等を行い、処遇改善を行う必要がある。

【 子どもや若者たちが夢を描ける社会にするために 】

14 終息後の新しい社会体制の構築 [提言:14(1)、(5)]

課題等の把握と見直し

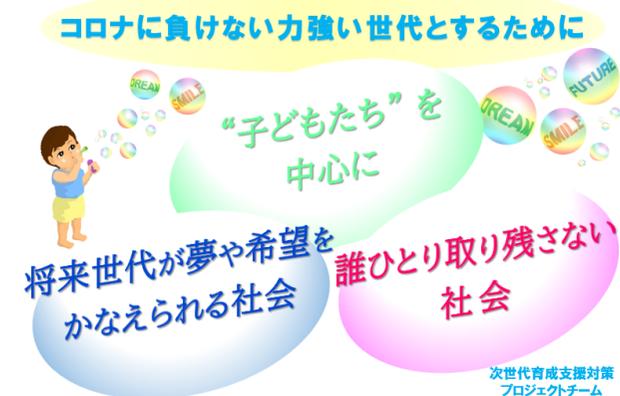
次に感染症が発生した際、迅速かつ柔軟に対応できるよう、国の責任において、子育てに係る支援者等の感染症対策における実態を調査し、今回判明した課題や対応の好事例を共有し、施設における緊急時の体制等についての考え方の提示や、将来に向けた具体策を講ずること。

現状と課題

- 保育や幼児教育、子育てに係る支援者等が、感染症拡大防止のために様々な対応を尽力いただいている。

今後に向けて

- 保育者、幼児教育者、保護者の安全を確保しつつ、子どもたちの遊び学び育つ権利をいかに保障することができるのか、国において実態の調査をし、課題や、好事例を共有していただきたい。
- 今回の取組を教訓に将来に向けた具体策を講じていただきたい。



- 今後も国が中心となって中長期的な支援策の実施を。
- 支援の実施にあたっては、子ども・若者たちが、今後不利益を被ることなく、新たに夢を描ける体制の構築を。

提言 重点事項 内閣府

【 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 】

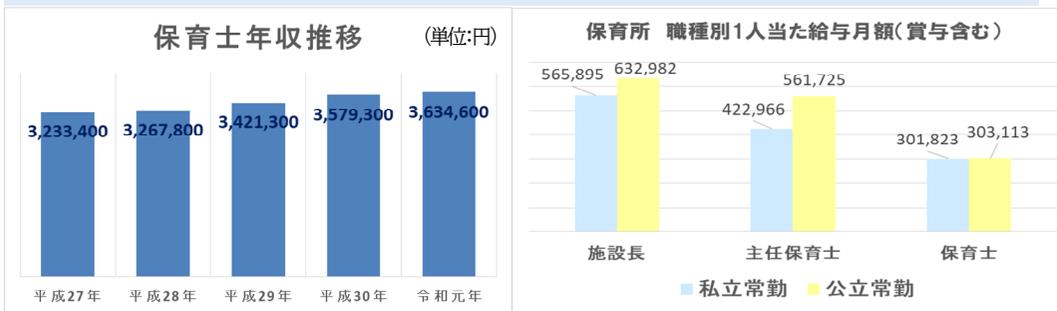
- 1 子ども・子育て支援新制度の見直しに係る対応[提言:3(2)エ]
- 2 子育てに対する不安軽減(家族手当などの経済支援) [提言:4(1)ア]
- 3 地域少子化対策重点推進交付金制度の見直し [提言:5(3)ア]

【 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言 】

- 4 子どもの貧困対策の強化(地方の取組支援) [提言:1(1)ウ]

1 子ども・子育て支援新制度の見直しに係る対応 [提言:3(2)エ]

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し内容や見直しに際しヒアリングを行った地方意見について、継続的な検証と施策への反映



出典:賃金構造基本統計調査をもとに滋賀県作成

出典:令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計結果<速報値>【修正版】

(平均勤続年数 ①施設長 ②主任保育士 ③保育士
 私立 ①25.8 ②21.7 ③11.2
 公立 ①31.8 ②25.1 ③11.1)

現状と課題

- 賃金の一定の改善がみられるが、質の高い教育、保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、従事する職員の処遇の改善が課題となっている。(本県が沢元年度に実施した「保育士実態調査」では、約半数が3年未満で退職し、現職の不満は、「給与」が最も高く(52.5%)、次いで「休日・休暇取得」「仕事内容」「仕事の責任の重さ」となっている。
- 処遇改善加算については、算定事務等の負担軽減を図られたところであるが、計画や実績報告の手続きの簡素化や、アレルギー対応のために公定価格の基準を超えて職員配置している施設に対する支援の仕組みの構築などが求められている。
- 公定価格の地域区分について、近接エリアとの調整を行うなど地域間特性に応じた対応が求められる。

今後に向けて

- 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について、ヒアリングを行った地方の意見を真摯に受け止め、継続的な検討を行うとともに、引き続きヒアリングを実施し、施策へ反映すること。

2 子育てに対する不安軽減(家族手当などの経済支援) [提言:4(1)ア]

希望する子どもの数の実現に向けた「(仮称)家族手当」の創設(児童手当の支給額拡充や所得制限の廃止含む)

幼稚園から高校までの教育費 (単位:千円)

	全て公立	幼小中公立 高校私立	幼小公立 中高私立	全て私立
幼稚園	649	649	649	1,585
小学校	1,927	1,927	1,927	9,592
中学校	1,462	1,462	4,217	4,217
高等学校	1,372	2,904	2,904	2,904
合計	5,410	6,942	9,697	18,298

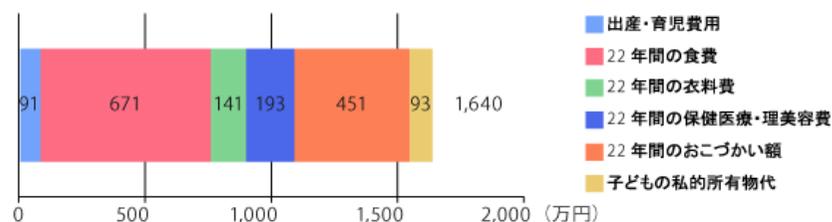
(資料)子供の学習費調査 文部科学省 平成30年度

諸外国の児童手当(概要)

国名	対象年齢/人数	月当たり
カナダ	0歳～5歳	約4.1万円
	6歳～17歳	約3.5万円
※カナダ:所得等により減額		
ドイツ	1人～4人	約2.3万円～2.6万円
スウェーデン	総人数 1～6	約1.3万円～12.7万円
フランス	2人	約4千円～1.5万円
	3人	約9千円～3.5万円
	4人	約1.4千円～5.5万円
※フランス:所得により3段階の設定 14歳以上 約2千円～8千円の加算		

出典:海外情報報告(2018)をもとに滋賀県作成

<出産からの22年間の基本的養育費>



出典:AUI保険「現代子育てで経済考」(2006年度版)を基に三菱UFJ国際投資作成

現状と課題

- 2019年の出生数は、1899年の統計開始以来初めて90万人を割り込む86万4千人となり、少子化は深刻さを増している。
- 少子化の対策として、経済的な負担等の子育てに対する不安を軽減させるための取組が重要となっている。

今後に向けて

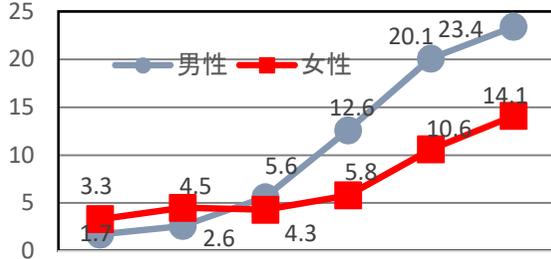
- 希望する子どもの数の実現に向けた「(仮称)家族手当」の創設(児童手当の支給額拡充や所得制限の廃止含む)が必要である。

3 地域少子化対策重点推進交付金制度の見直し [提言:5(3)ア]

結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるため、当初予算規模の大幅拡充と補助率の引上げ

○未婚化・晩婚化の進行

・男性の4人に1人、女性の7人に1人が50歳時点でも未婚



1970年 1980年 1990年 2000年 2010年 2015年
(国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所人口統計資料集)

○結婚できない理由

(対象は25～34歳の未婚者)

結婚できない理由	男	女
適当な相手にめぐり会わない	45.3	51.2
結婚資金が足りない	29.1	17.8
異性とうまく付き合えない	14.3	15.8

(国立社会保障・人口問題研究所：H27出生動向基本調査)

現状と課題

- 平成25年全国知事会「次世代育成支援施策の充実に関する提言」等により、「地域少子化対策強化交付金」が創設され、6年余が経過した。この間、交付要件等は見直しされているものの、地方自治体から要件緩和等の制度の見直しを求める要望が多い。
- 結婚支援や地域で子育てを応援する環境づくりなど、自治体が少子化対策の取組を行っているが、取組の拡充やステップアップを交付要件としている。
- 結婚支援センターやマッチングシステムの運営等については、地域によっては、複数年同一事業を継続することにより、課題解決や成果につながるものがある。

今後に向けて

- 5月29日に閣議決定された「第4次少子化大綱」の基本目標である「希望出生率1.8」実現のために、国と地方自治体が一体となって取り組むことが急務である。
- 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるため、当初予算規模の更なる拡充と補助率の引き上げ、補助要件等の自由度を高め(人件費の補助対象化や事業ごとのステップアップ要件を、総合的な取組としてのステップアップを要件とすることに変更する等)、地域の実情に応じた弾力的な制度運用が可能となるような見直しが必要である。

4 子どもの貧困対策について、地方の実情に応じた取組への支援強化 [提言:1(1)ウ]

市町村の役割強化に向けて、子どもの貧困対策における市町村の役割の明確化、十分な財源支援の措置

(再掲)

	相対的貧困率 (%)						子ども数別、経済的困窮を感じている世帯割合 (%)				N
	ディープ・プア率 (可処分所得<貧困線の50%)			貧困率 (可処分所得<貧困線)			子どもの 人数	学習塾の 支出を負担 できない	食料の 不足を 感じている	暮らし向きが 大変苦しい	
	母子 世帯	父子 世帯	ふたり 親世帯	母子 世帯	父子 世帯	ふたり 親世帯					
2014年	19.5	9.4	1.0	57.0	28.1	7.7	母世帯 1	31.7	11.0	15.9	227
2016年	13.2	4.3	0.2	47.0	10.6	6.2	母世帯 2	37.2	17.5	26.8	269
							母世帯 3	45.0	22.8	32.9	149
							父世帯 1	17.2	7.8	14.7	14
2018年	13.3	8.6	0.5	51.4	22.9	5.9	父世帯 2	20.9	10.8	27.3	28
							父世帯 3	26.8	9.8	26.8	11
							ふたり 親世帯 1	14.6	4.9	8.9	268
2018年	13.3	8.6	0.5	51.4	22.9	5.9	ふたり 親世帯 2	16.1	5.3	10.2	663
							ふたり 親世帯 3	18.9	9.7	15.4	318

出典:第5回(2018)子育て世帯全国調査

出典:第5回(2018)子育て世帯全国調査

現状と課題

- 令和元年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、各市町村に子どもの貧困対策についての計画策定が努力義務化された。また、令和元年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定された。
- 「地域子供の未来応援交付金」の活用等により、地域の貧困に関する実態把握および計画を策定し、支援を必要とする方に必要な支援が届くよう関係機関等が連携した総合的な支援体制の確立に向けた取組を進めていく。

今後に向けて

- 子どもの貧困対策における市町村の役割、各事業連携や各事業において把握した個人情報共有や取扱いについて明確化するとともに、十分な財源支援の措置が必要である。
- 「地域子供の未来応援交付金」の予算規模・対象事業の拡大、都道府県・市町村別の分析が可能な子どもの貧困対策に関する全国実態調査の実施、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習・生活支援についての国庫補助の事業費上限撤廃・補助率引上げなど各自治体が行う子どもの貧困対策の充実が必要である。